

# 小千谷市「週休2日適用工事（営繕工事）」（令和8年4月）実施要領

## 1 目的

本要領により「週休2日適用工事（営繕工事）」として実施することで、営繕工事の建設現場における週休2日の推進及び質の向上を図ることを目的とする。

## 2 対象工事

令和8年4月1日以降に入札公告又は入札指名通知を行う全ての営繕工事に適用する。  
ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事

## 3 用語の定義

### (1) 週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

### 4 週休2日の達成判断

新潟県土木部が公表する最新の「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の「週休2日の達成基準」に準拠する。

### 5 発注方式

発注方式は、「発注者指定型（完全週休2日（土日）」を基本とする。

また、「週休2日適用工事（営繕工事）（令和8年4月）特記仕様書」が添付されていない場合は、「発注者指定型（通期）」とし、週休2日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議を行うこと。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

#### (1) 発注者指定型（完全週休2日（土日））

- ・発注者が完全週休2日（土日）に取り組むことを指定する方式
- ・設計図書に「週休2日適用工事（営繕工事）（令和8年4月）特記仕様書」を添付する。

#### (2) 発注者指定型（通期）

- ・発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式
- ・受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。

### 6 積算方法等

#### (1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、新潟県土木部が公表する最新の「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の「積算方法等」に掲げる補正係数（以下「補正係数」という。）①から③により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。）及び現場管理費を補正する。

なお、補正の運用に当たっては、「令和7年3月25日付け国営積第7号、大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室長通知」による。

## (2) 積算及び変更方法

### ① 発注者指定型（完全週休2日（土日））

- ・「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、補正係数①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。
- ・現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数③に変更し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- ・なお、「通期の週休2日」が未達成の場合も、補正係数③に変更し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- ・工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数③に変更するものとする。

### ② 発注者指定型（通期）

- ・「通期の週休2日」の達成を前提に、補正係数③により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。
- ・工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みを希望した場合、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、希望した上で「完全週休2日（土日）」を達成の場合は、補正係数①に変更し、希望した上で「月単位の週休2日」を達成の場合は、補正係数②に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。
- ・「通期の週休2日」が未達成の場合、補正係数③のままとし、変更しないものとする。

## 7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

### (1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

新潟県土木部が公表する最新の「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」の「現場閉所（現場休息）の確認方法」に準拠する。

### (2) 週休2日促進工事の見える化

受注者は、週休2日適用工事である旨を仮囲い等に明示する。

### (3) 適正な工期の確保

国土交通省が公表する「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工

期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

#### (4) 工事成績評定

提出された工程表が「通期の週休2日」の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合は、小千谷市請負工事成績評定実施要領に基づく成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、「完全週休2日(土日)」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」の達成状況に関して点数を減ずる措置は行わない。

#### (5) 元請下請の取引の適正化

週休2日適用工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、受注者との協議を密に行うものとする。

## 8 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。